建設業における
労働災害防止について

呉労働基準監督署

目次

●労働災害の発生状況

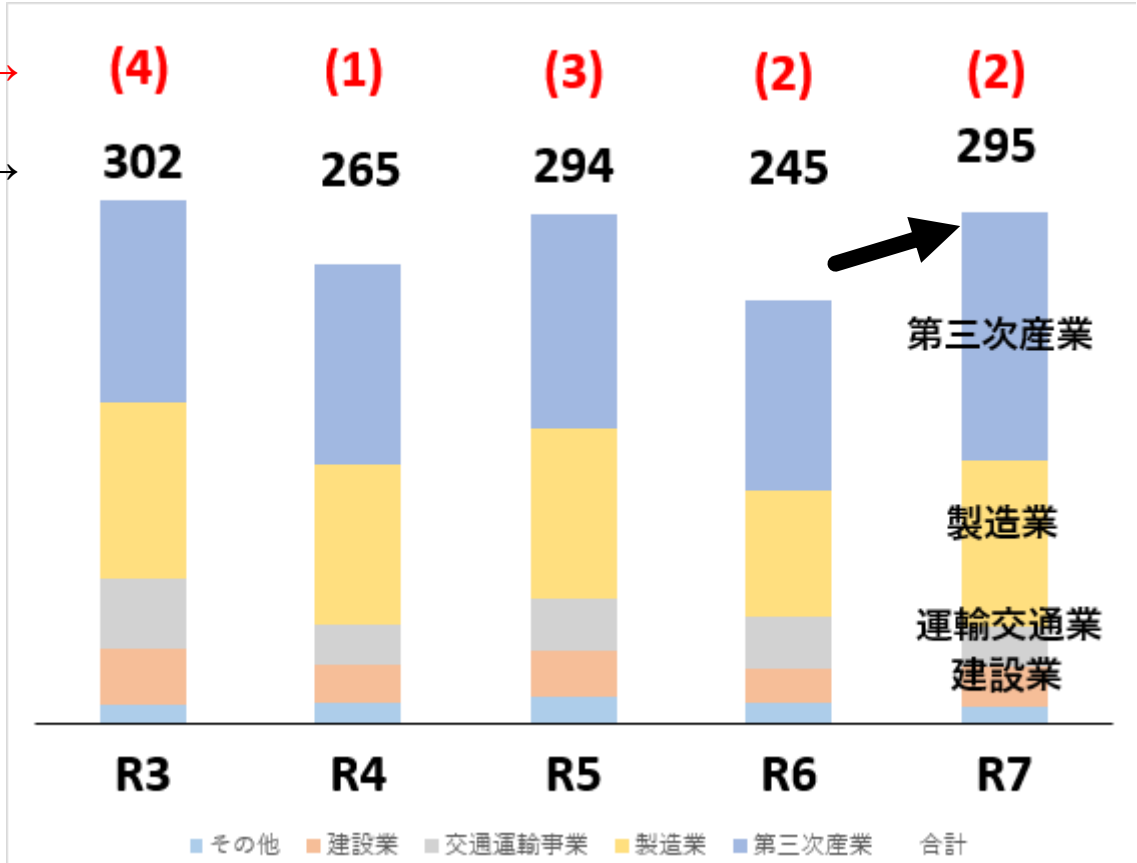
●災害事例・対策

●法令改正

（熱中症対策、石綿対策、個人事業主等の安全衛生対策）

労働災害の推移

（呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町）

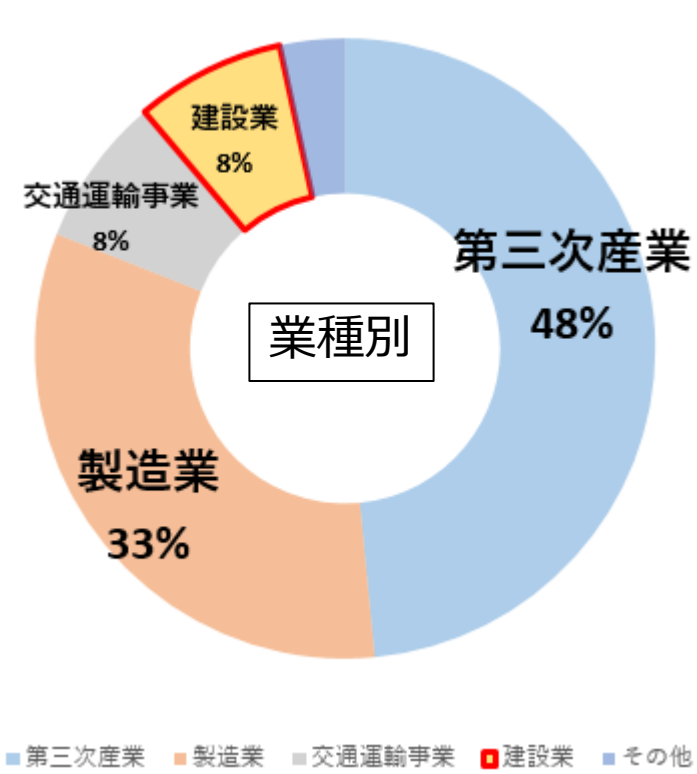


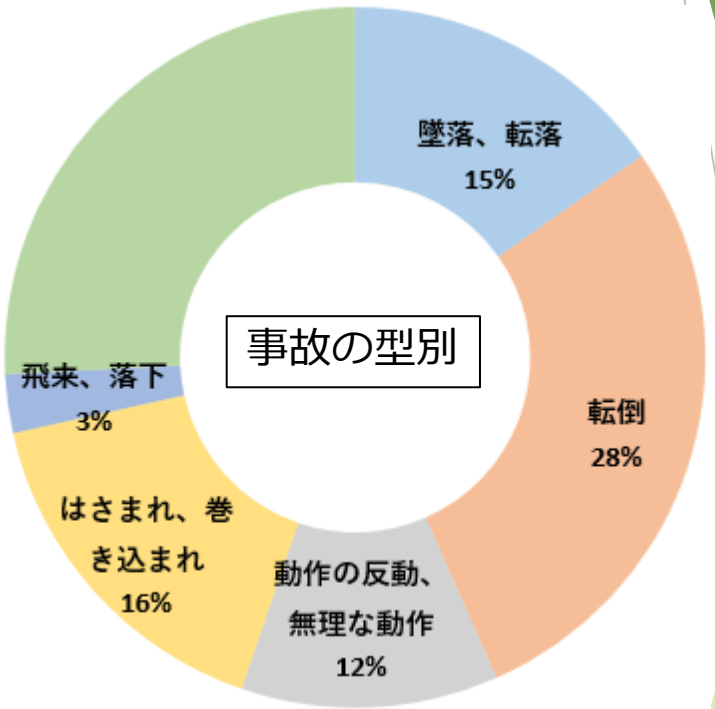
５年間概ね横ばい。Ｒ７年：前年比50件(+20.4%)

※労働災害の件数は休業４日以上の休業災害及び死亡災害の合計で確定値です。ただし、新型コロナウイルス感染症によるものを除いています。

令和７年の労働災害

（呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町）





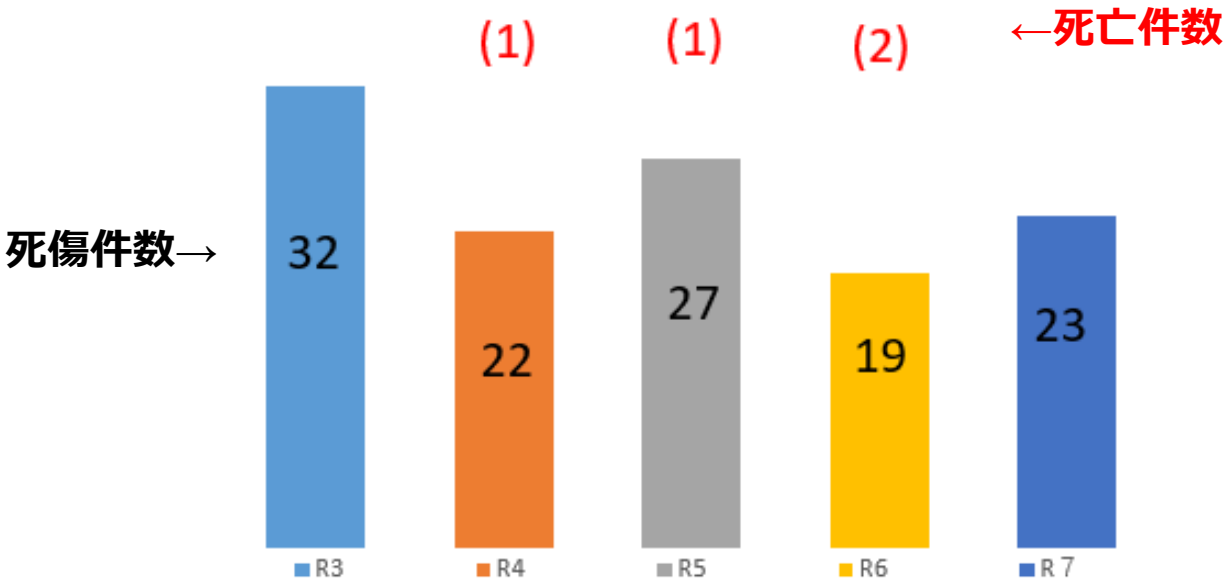
建設業は８％

全業種では墜落、転落、転倒が多い

※労働災害の件数は休業４日以上の休業災害及び死亡災害の合計で確定値です。ただし、新型コロナウイルス感染症によるものを除いています。

労働災害の推移（建設業）

（呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町）

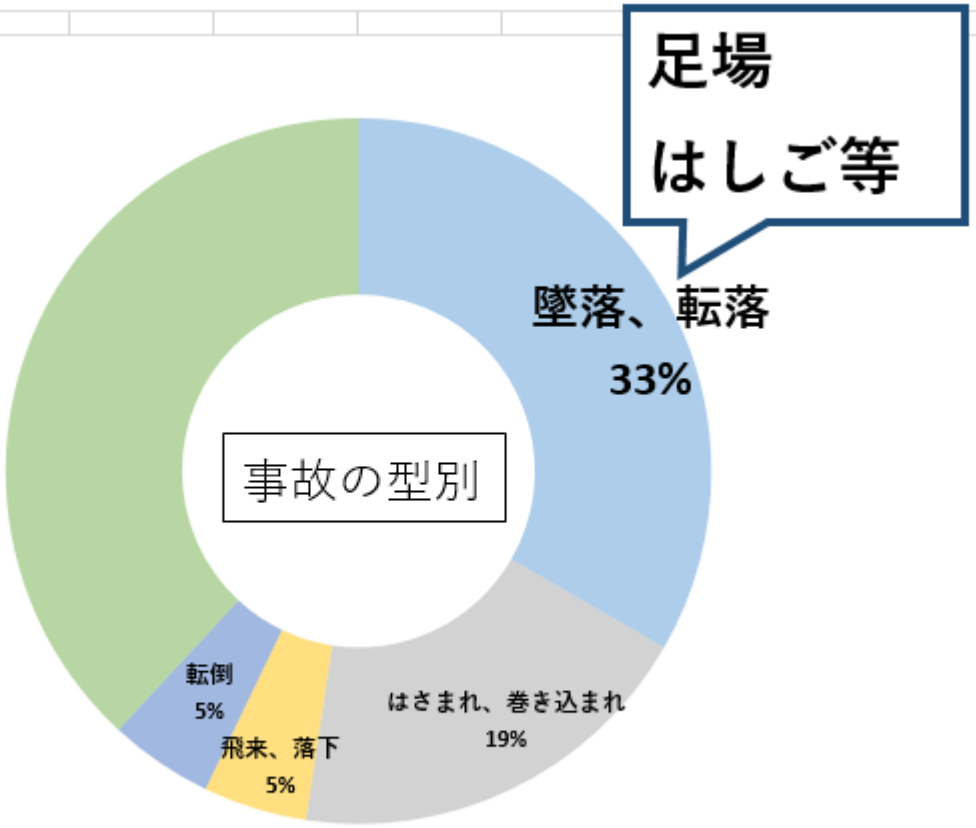


R2-R5は20～30件程度で推移。
R7は死亡災害なし

※労働災害の件数は休業４日以上の休業災害及び死亡災害の合計で確定値です。ただし、新型コロナウイルス感染症によるものを除いています。

令和７年の労働災害（建設業）

（呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町）



墜落、転落が約４割を占める。

※労働災害の件数は休業４日以上の休業災害及び死亡災害の合計で確定値です。ただし、新型コロナウイルス感染症によるものを除いています。

労働災害発生状況（まとめ）

（呉市、江田島市、東広島市のうち黒瀬町）

◎全業種

- ●過去5年は概ね横ばい
- ●R7は前年比**約20%増加**
- ●**墜落、転落、転倒**が多い

◎建設業

- ●R3-R6は20～30件を推移
- ●R7は23件 **(死亡災害は0件)**
- ●**墜落、転落**が約４割を占める

目次

●労働災害の発生状況

●災害事例・対策

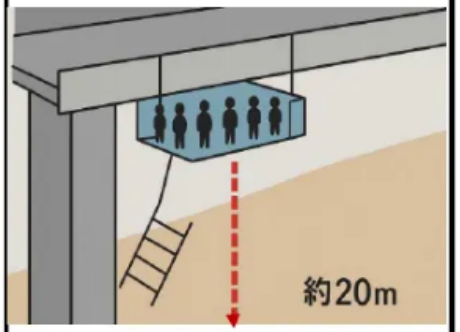
●法令改正

（熱中症対策、石綿対策、個人事業主等の安全衛生対策）

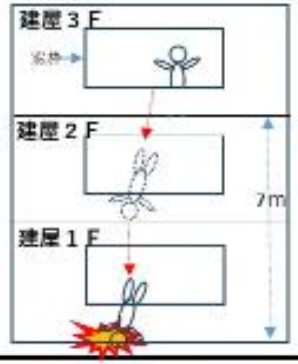
災害事例①：熱中症（死亡）

発生月	令和７年９月	業種	建設業
起因物	高温・低温環境	事故の型	高温・低温の物との接触
災害発生状況 ※1	道路舗装工事において、昼休憩後の現場の片付け作業中に被災者の姿が見えなくなったことから、同僚が探したところ、軽トラックの車内で倒れている状態で発見されたもの。 		
想定される再発防止対策 ※２	○　熱中症の兆候（めまい、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛、不快感、吐き気等）の早期発見のための体制の整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成を実施し、それらについて関係労働者への周知を行うこと。 ○　作業開始時に作業者の健康状態を確認し、体調不良時には作業の転換等の適切な措置を講じること。 ○　水分、塩分の定期的な摂取の程度を把握し、不足する場合は摂取させるよう徹底すること。 ○　熱中症予防のための指標であるWBGT値を測定・活用し、実作業に応じて、作業時間を短縮する等の措置を講じること。 ○　計画的に暑熱順化期間（3日から1週間程度）を設けること。 ◆職場における熱中症予防情報　◆熱中症予防情報サイト(環境省)　◆熱中症予防のために		

災害事例②：足場からの墜落（死亡）

発生月	令和７年１月	業種	建設業
起因物	足場	事故の型	２ｍ以上からの墜落
災害発生状況 ※1	橋梁補修工事において、つり足場を組み立て中に、組み立てに使用する足場材を当該足場内に搬入していたところ、つり足場とともに作業員が約20m下の山中に落下したもの。		
想定される再発防止対策 ※２	○　つり足場の強度を確認し、つり足場上に搬入する足場材が許容荷重を超えないようにすること。また、１スパンごとの許容荷重、搬入する足場材の配置を作業員に周知し、つり足場上で偏荷重が生じないようにすること。 ○　つり足場組立時のアンカーの位置及び深さは計画とおりにすること。やむを得ず、変更する場合には、強度計算等を実施し、問題がないか確認すること。		

災害事例③：墜落（死亡）

発生月	令和７年９月	業種	建設業
起因物	建築物、構築物	事故の型	2メートル以上からの墜落・転落
災害発生状況 ※1	ＲＣ造４階建て建屋の解体工事において、地面からの高さ約７メートルの３階の建屋内の窓枠付近で、窓枠のアルミサッシを取り外していたところ、窓枠から建屋外地面に墜落したもの。		
想定される再発防止対策 ※２	○　高さ５ｍ以上のコンクリート造の工作物等の解体作業を行う場合には、作業計画を作成し、関係労働者に周知すること。併せて、コンクリート造の工作物作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者に選任すること。 ○　高所で作業を行う場合は、原則として足場を設置し、手すり等の適切な墜落防止措置を講じた上で作業を行うこと。また、足場を設置することが困難な場合においては、墜落制止用器具を使用すること。 ○　墜落制止用器具の使用等について、安全教育を実施すること。 参考 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！ 厚生労働省リーフレット 足場からの墜落防止措置が強化されます 厚生労働省リーフレット		

災害事例④：墜落（死亡）

脚立上で松の木剪定作業中に墜落



機械設備･有害物質の種類(起因物)		はしご等
災害の種類(事故の型)		墜落、転落
建設業のみ	**工事の種類**	その他の建設工事
	災害の種類	脚立、うまから墜落
被害者数		死亡者数:1人　休業者数:0人 不休者数:0人　行方不明者数:0人
発生要因(物)		防護･安全装置が不完全
発生要因(人)		無意識行動
発生要因(管理)		不意の危険に対する措置の不履行

目次

●労働災害の発生状況

●災害事例・対策

●法令改正

（熱中症対策、石綿対策、個人事業主等の安全衛生対策）

熱中症に係る省令改正等について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図①

- ※ これはあくまでも参考例です。現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

異常等あり

救急隊要請

異常等なし

できない

自力での水分摂取

できる

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送

回復しない、症状悪化

経過観察

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症が疑われる症状例

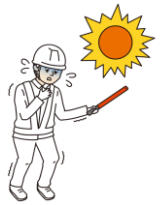
【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
（こむら返り）、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで
判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図②

※ これはあくまでも参考例です。現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

① 返事がおかしい
② ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。



作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

（単独作業の場合は常に連絡できる
状態を維持する）

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

STOP！熱中症　クールワークキャンペーン

準備事項

- 暑さ指数（WBGT）の把握の準備
 - 日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検
- 作業計画の策定等
- 設備対策の検討
 - 簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討
- 休憩場所の確保の検討
- 服装等の検討
- 教育研修の実施
- 労働衛生管理体制の確立
 - 事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者を中心とした熱中症予防対策の検討、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立
- 緊急時の対応の事前確認等
 - 搬送先医療機関の連絡先・所在地や緊急時に必要な措置の実施手順作成、掲示やメール等による周知





STOP！熱中症　クールワークキャンペーン

キャンペーン期間中（令和８年５月１日～９月30日）の実施事項

- 暑さ指数（WBGT）の把握と評価
- 作業環境管理
 - 暑さ指数（WBGT）の低減等、休憩場所の整備等
- 作業管理
 - 作業時間の短縮等、暑熱順化への対応、水分及び塩分摂取の徹底、服装等の変更、プレクーリング
- 健康管理
 - 健康診断結果に基づく対応等、日常の健康管理指導、労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認、作業中の労働者の健康状態の確認
- 労働衛生教育
- 異常時の措置
- 熱中症予防管理者等の業務
 - 作業に応じたWBGT 基準値の決定、暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正値有無の確認
 - 暑さ指数（WBGT）の低減対策状況の確認
 - 各労働者の暑熱順化状況の確認
 - 作業開始前の労働者の体調及び暑熱順化の状況確認
 - 作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握・結果評価に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等を措置
 - 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前の周知
 - 労働者の水分及び塩分の摂取状況の確認
 - 退勤後の体調悪化についての注意喚起

重点取組期間中（令和８年７月）の実施事項

- 作業環境管理
 - 暑さ指数（WBGT）の低減効果の再確認、必要に応じ追加対策
- 作業管理
 - 梅雨明けによる急激な暑さ指数（WBGT）の上昇を考慮した暑熱順化の実施
 - 暑さ指数（WBGT）に応じた作業中断等の徹底
- 健康管理
 - 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等についての作業開始前確認
 - 巡視頻度の増加
- 労働衛生教育
- 異常時の措置

職場における熱中症予防対策ポータルサイト
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

- 職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備を実施するとともに、熱中症予防対策の啓発を実施
- 場所を問わずアクセスして学べるeラーニングコンテンツを拡充



職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業



QRコードはこちらです

熱中症予防啓発キャラクター
チューイ　カン吉

職場で起こる熱中症について

職場で起こる熱中症について、症状や分類、どのような状況で発生しやすいか、具体的な事例などを交えてご紹介します。

- 職場でおこる熱中症
 - 熱中症とは
 - 熱中症の症状と分類
 - 熱中症者への対応
 - 熱中症の発生状況
 - 熱中症の業種別発生状況
 - 月・時間帯・年齢別発生状況
 - 2024年の熱中症による死亡災害の事例
 - 都道府県別の職場における熱中症による死亡者数（2011～2020年）
- 令和5年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確報）
- 暑さ指数（WBGT）について
- リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」
- パンフレット「職場における熱中症対策の強化について」

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係省庁及び関係団体との連携の下、「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」を実施しております。
本キャンペーンは、これまで各団体において個々に実施されていた取組について相互に連携を図り、一体的に推進することにより、事業場における熱中症防止に対する意識の向上及び責任体制の確立を含む対策の徹底を図ることを目的としています。
キャンペーン期間：令和7年5月1日から9月30日

- 令和7年キャンペーン要綱
- クールワークキャンペーンリーフレット
 - 日本語
 - 英語版
 - 中国語版
 - 韓国語版
 - インドネシア語版
 - タガログ語版
- 職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について
- リーフレット「熱中症 予防スイッチ・オン 自分でできる７つのこと」
- リーフレット「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

法令改正のポイント

①「熱中症の症状がある」、「熱中症の疑いがある労働者がいる」場合、**会社に報告する体制整備**と**関係労働者への周知**。

②熱中症の症状がある労働者を把握した場合に的確な判断が行えるように、**手順を定めて関係労働者に周知**。

石綿の法令改正
～工作物石綿事前調査者の資格～

近年の石綿の法令改正

- **事前調査関係**
 （工作物の解体等の作業における事前調査の資格）
- **届出関係**
- **吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事の規制**
- **石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事の規制**
- **写真等による作業の実施状況記録**

「工作物石綿事前調査者」の資格が必要となる工作物①



ボイラー



圧力容器



発電設備



変電設備

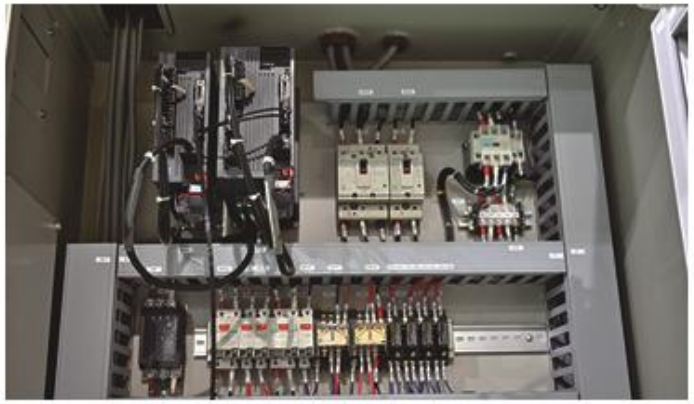
「工作物石綿事前調査者」の資格が必要となる工作物②



プラント配管



貯蔵設備

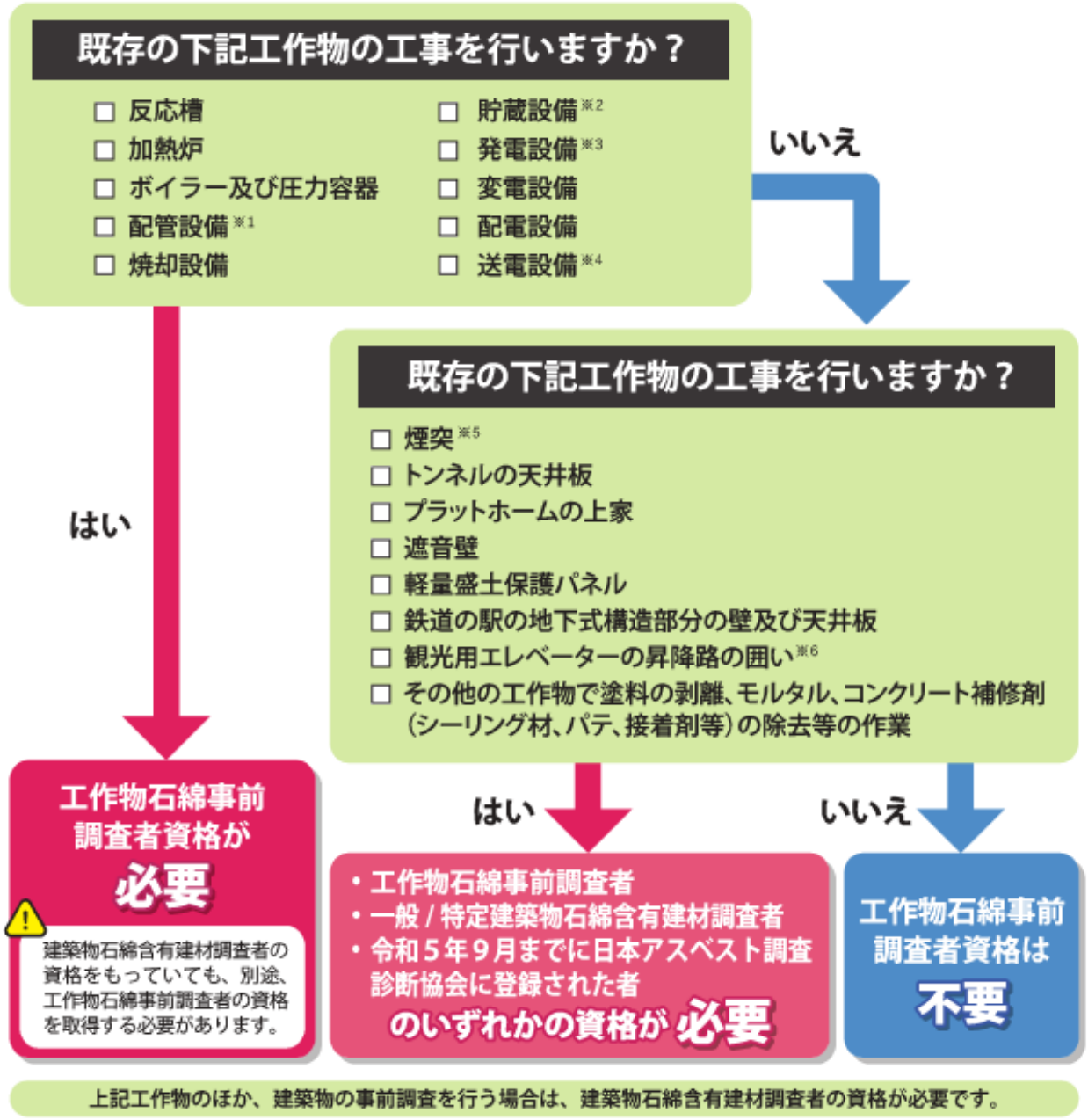


配電設備



送電設備

フローチャート



※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。
※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを含む。
※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

個人事業主等の安全衛生対策

改正内容

○　個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。　（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象

①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）

- 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する　等

②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け

- 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
- 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
- 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講　等

③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備

個人事業主等の安全衛生対策①

1　注文者の責務の範囲の明確化（R7.5）

- 建設工事以外の注文者にも広く、適用されるよう労働安全衛生法第３条第３項（注文者が講ずべき措置）の規定の趣旨の明確化（適用範囲、配慮の内容等）
- 作業場所や作業方法の指定など、注文者の関与の状況を踏まえた具体的措置内容の明確化
- 発注条件が受注者の安全衛生に影響を及ぼす可能性があること、安全衛生経費の必要性に関する意識啓発の実施
- 具体的な作業内容や作業条件等を契約時に明確化することを関係者へ周知等

2　注文者等が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める（R8.4）

- 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象（※）、機械等貸与者等の講ずべき措置の対象及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象に「個人事業者等」が含まれることの明確化

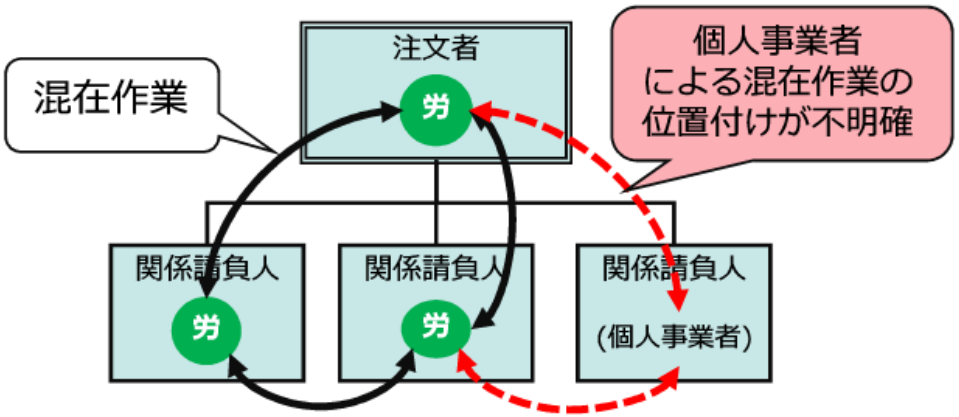
※　「個人事業者等」は関係請負人として、元方事業者が講じる措置に応じて必要な措置を講じること等が義務付けられる。

- 機械等貸与者の措置の対象機械について、「移動式クレーン」等に限定されている対象機械等に、他の危険性が高い機械（フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー）を追加
- 建築物等貸与者の対象建築物について、「事務所」、「工場」に限らず事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とし、当該建築物に関して講ずべき措置（共有部分の墜落危険箇所の防護、安全な通路の保持）を追加

個人事業主等の安全衛生対策①

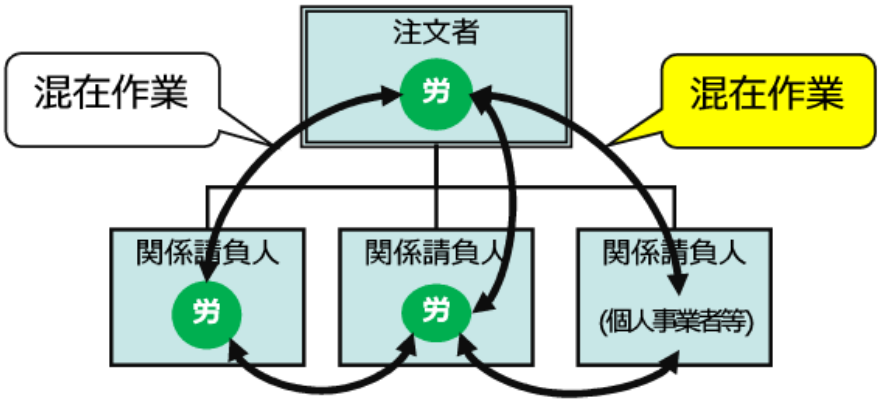
（参考）注文者等が講じるべき措置（作業間の連絡調整）のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»



個人事業主等の安全衛生対策②

個人事業者等自身による措置

1　機械等の安全の確保（R9.4施行）

・　機械等の安全確保の観点から、事業者には以下のような措置が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対しても同様に以下の措置を義務化

①　構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止

②　車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施

2　危険有害業務に関する安全衛生教育（R9.4施行）

・　事業者が労働者を危険有害な業務に就かせる際には特別教育の実施が義務付けられているが、これと同様、労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等が危険有害な業務を実施する際には特別教育を受講することを個人事業者等に対しても義務化

※ 労働者の場合に努力義務とされている現に危険有害業務に就いている者に対する教育も同様

個人事業主等の安全衛生対策③

○ 個人事業者等の業務上の災害の把握等

1　報告対象・報告時期

休業４日以上の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2　報告主体

- 個人事業者等が死亡した場合等は、「特定注文者」等（※）が労働基準監督署に報告
 - ※　「特定注文者」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「特定注文者」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」という。）が労働基準監督署に報告。
- 個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「特定注文者」等に報告し、報告を受けた「特定注文者」等が監督署に報告
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告
 - ※ 個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

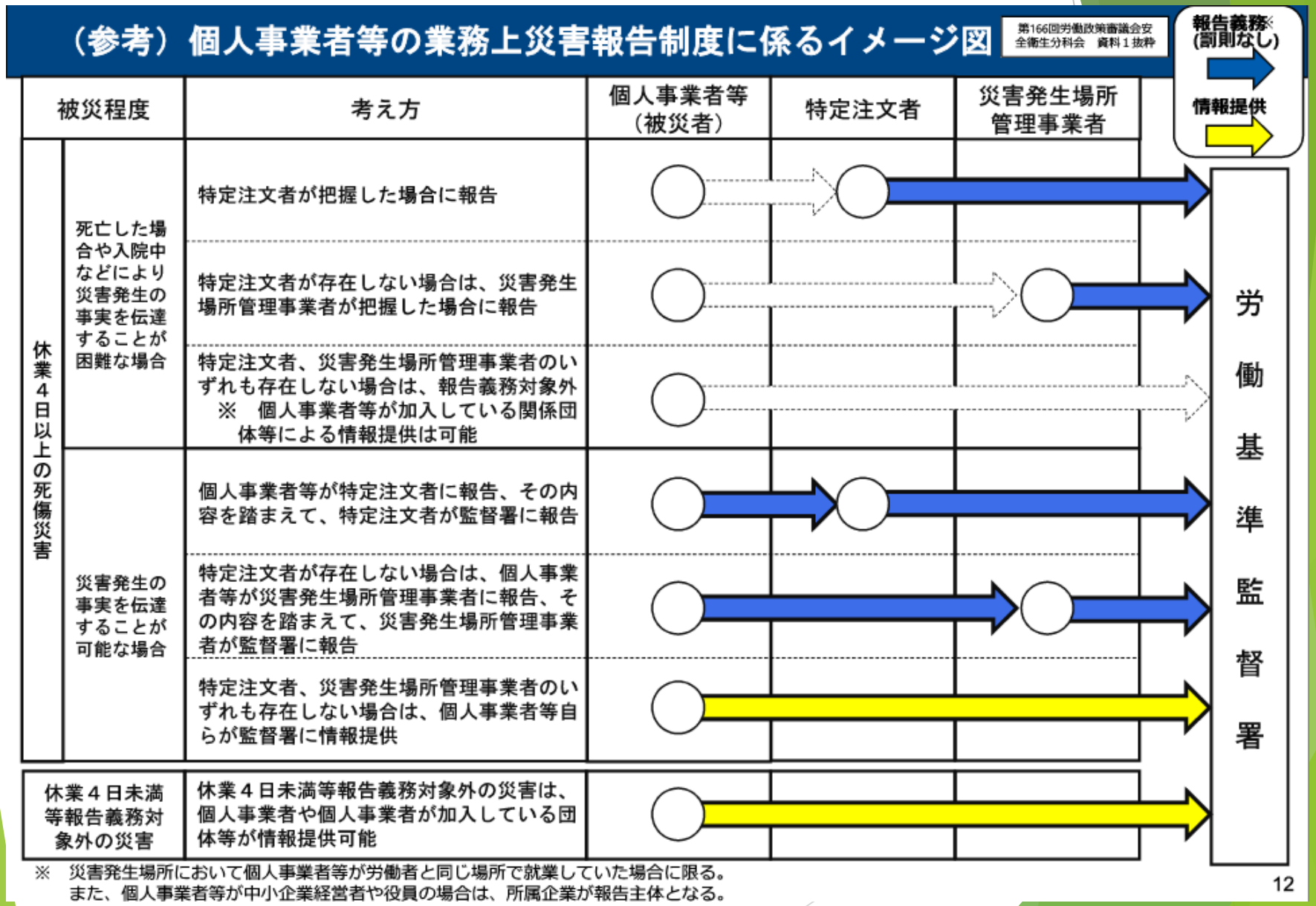
3　報告事項

- 発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4　その他

- 個人事業者等が「特定注文者」等に報告したことを理由とする特定注文者等による不利益取扱いの禁止
- 脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記３に加え、「発症と関連のある情報」も含む。）

個人事業主等の安全衛生対策③



個人事業主等の安全衛生対策③

○ 個人事業者等による労働基準監督署への申告

1　労働基準監督署等への申告

・　個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合については、労働者の場合と同様（※）、都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に対して申告して是正のため必要な措置をとるように求める制度を創設

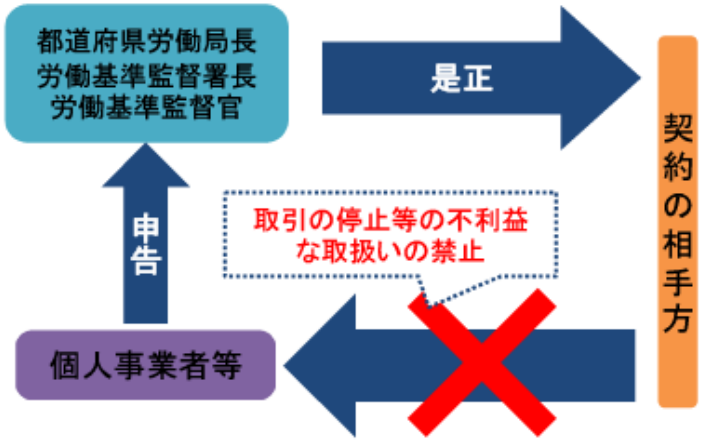
（※）労働安全衛生関係法令上の個人事業者等に対する保護・規制の範囲は、労働者の場合とは異なるため、申告対象の範囲も異なる

2　申告を理由とした不利益取扱いの禁止

・　個人事業者等の契約相手方は、個人事業者等が申告をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

申告の権利の確保と不利益取扱の禁止

- 作業従事者は事業場に労働安全衛生法等の規定に違反する事実があるときは、その事実を**都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができる。**（安衛法第97条第１項関係）
- **注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。**（安衛法第97条第3項関係）



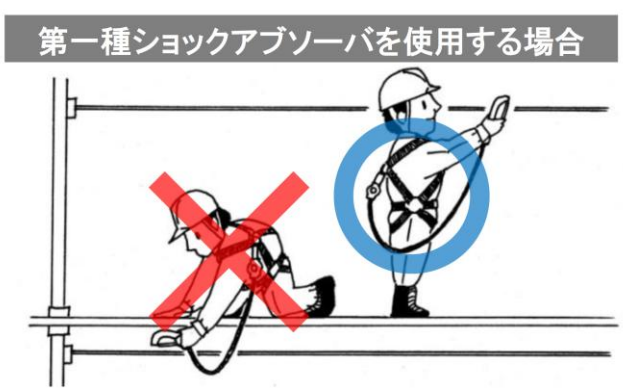
墜落制止用器具のポイント

①高さ6.75m超ではフルハーネス型

②最大重量＝体重＋装備品の重量



③第１種・第２種ショックアブソーバ



自由落下距離1.8m

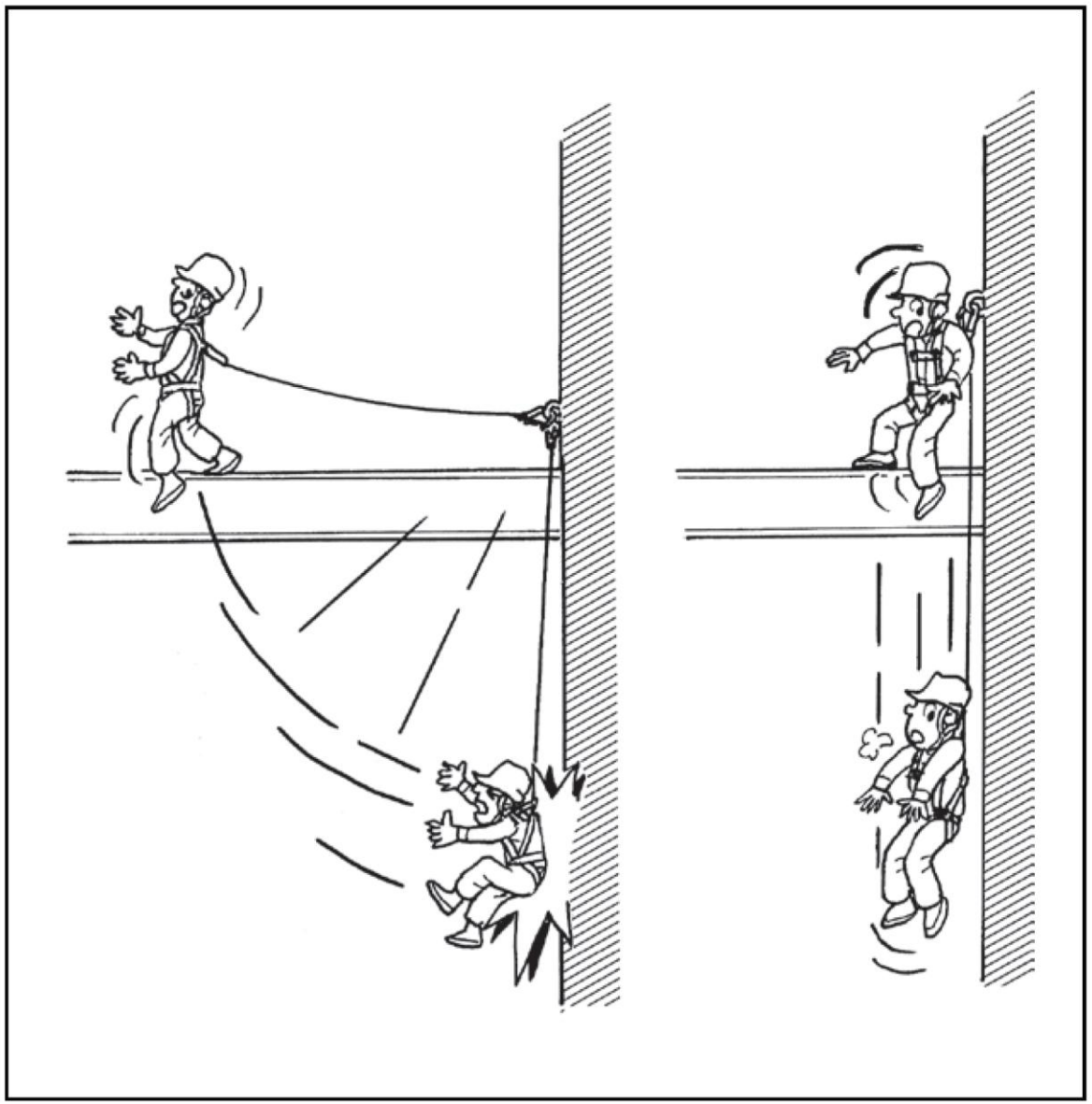


自由落下距離４m

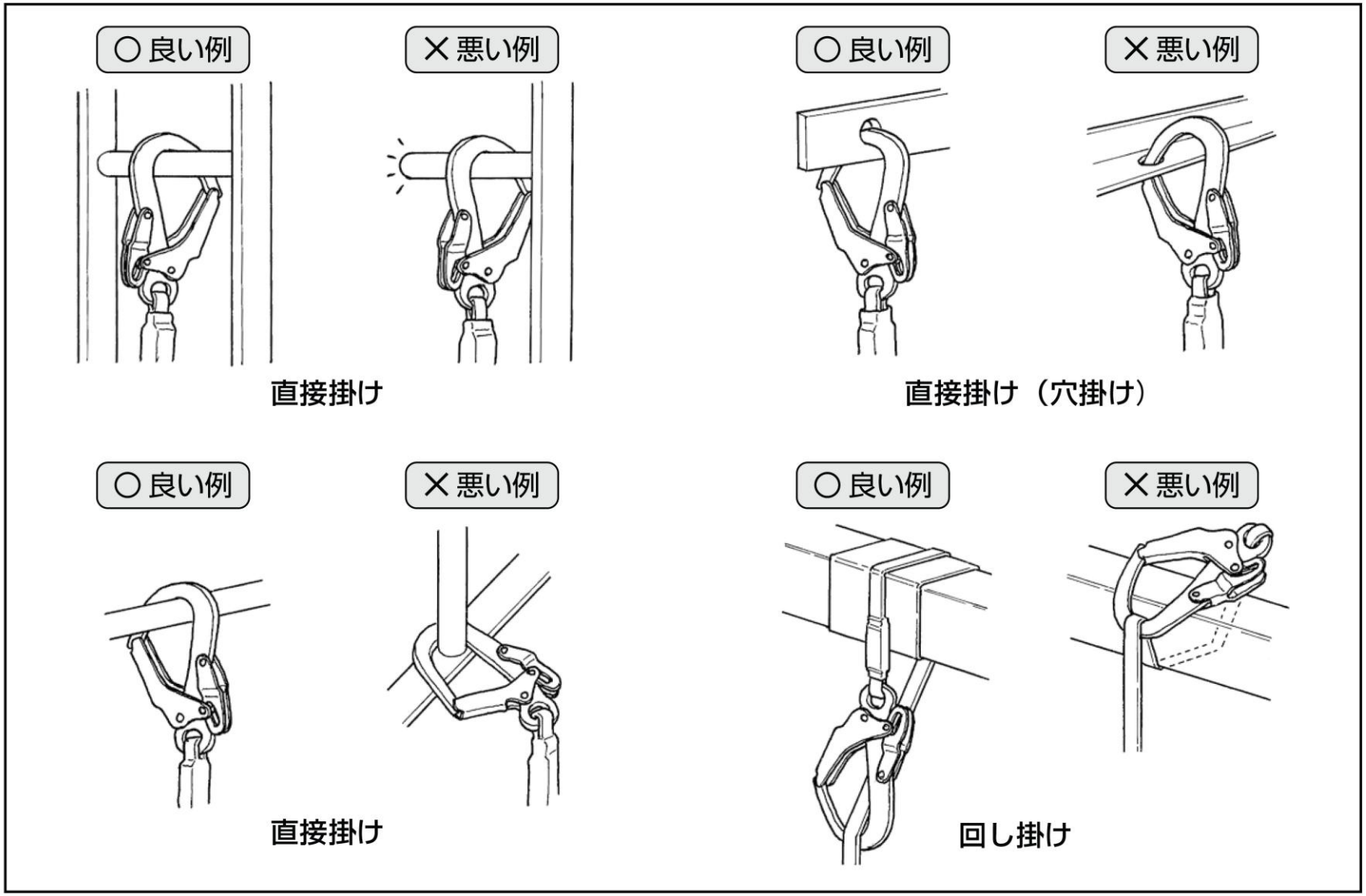
墜落制止用器具



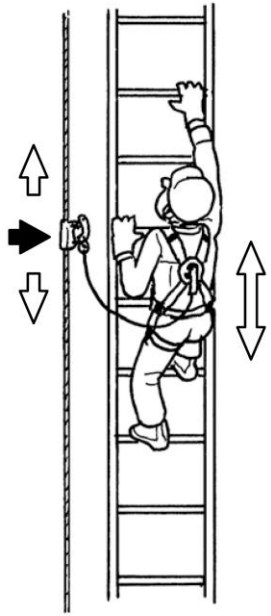
図表19　フックとの離れ



図表20　フックを掛けるときの注意点



図表21　伸縮調整器（ロリップ）

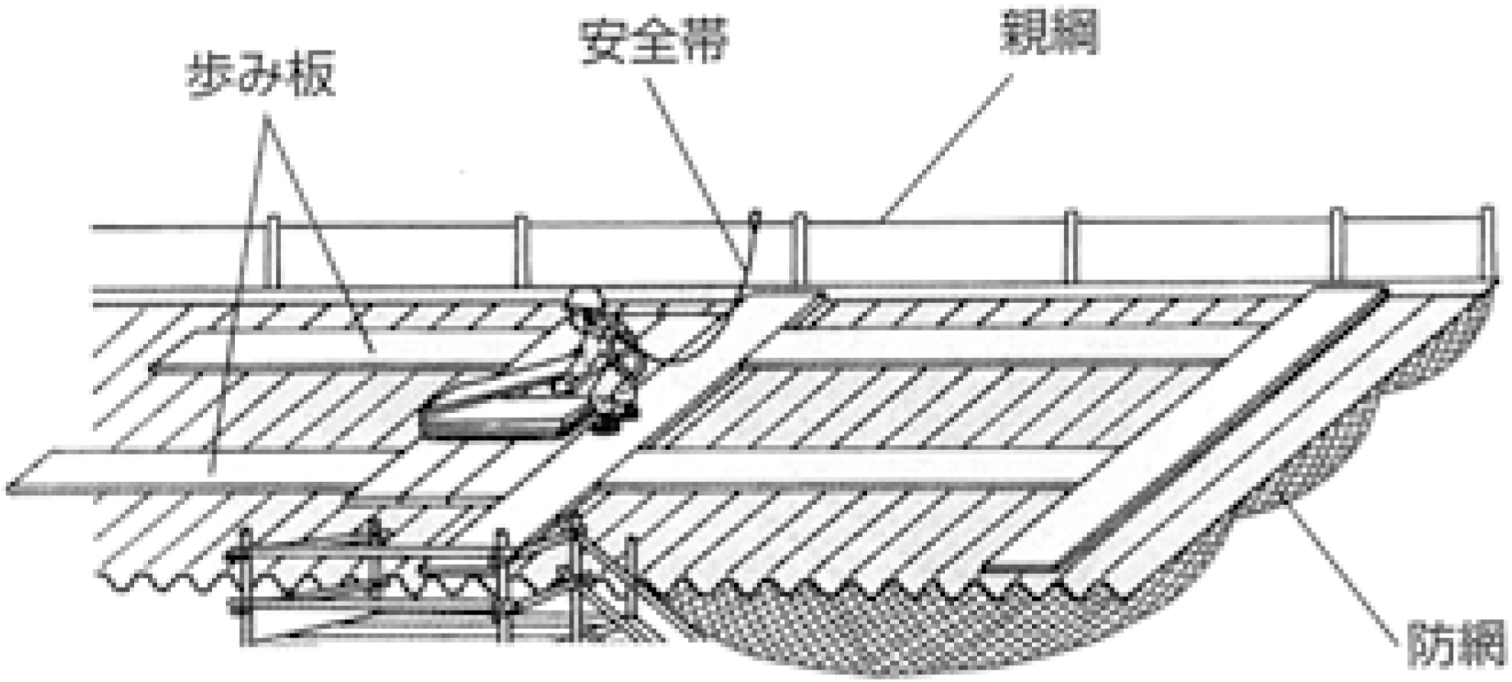




図表22　安全ブロック



スレート板からの墜落防止

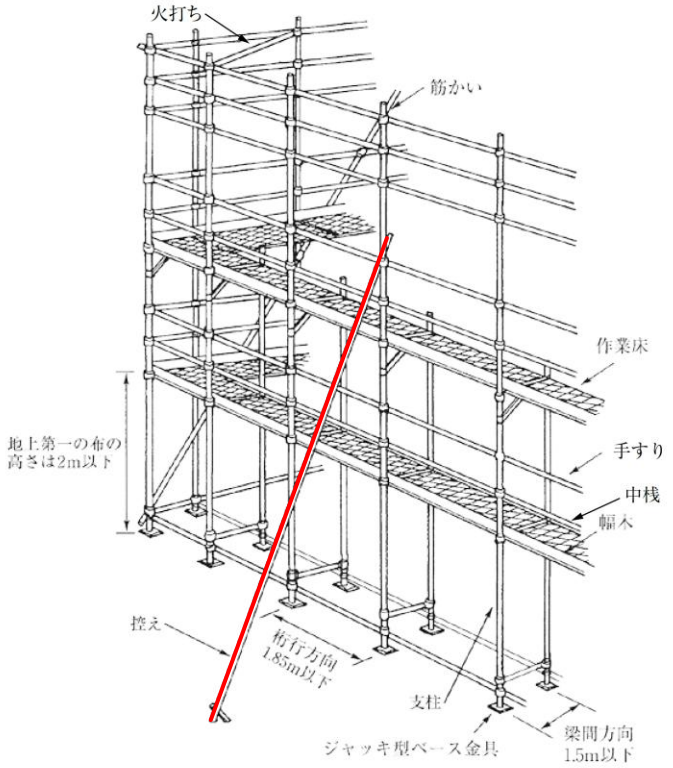


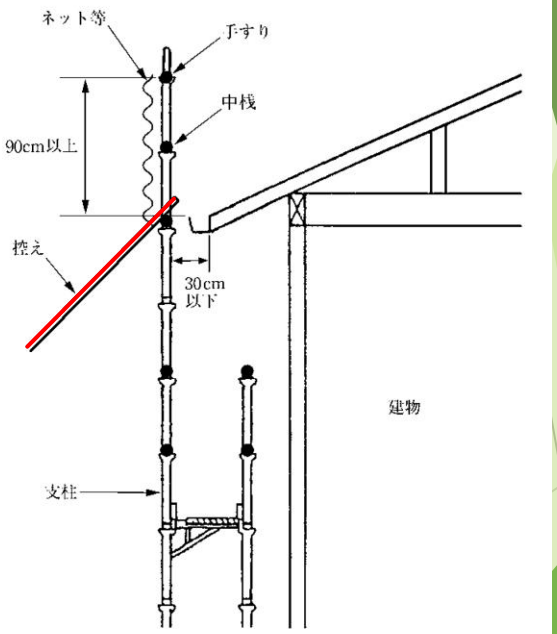
重機のポイント

- 作業半径の中に入らない
- つり荷の下に入らない
- クレーンの過負荷防止装置を無効にしない
- 作業場所に応じて敷鉄板等を設ける
 （転倒・転落防止）
- 無資格運転をしない

崩壊・倒壊予防のポイント

●足場には壁つなぎ、控え等を設ける





日々の安全衛生活動に
ご協力をお願いいたします